

TEL 095-825-1132
 FAX 095-827-3658
 E-mail info@nagatakaikei.co.jp
 URL http://www.nagatakaikei.co.jp/

新型コロナウイルス緊急税制対策

「新型コロナウイルス感染症緊急経済対策」（4月22日閣議決定）及び4月30日に成立した関連法等より、主な税制の措置をピックアップして、概要をご案内します。なお、本情報は、令和2年5月29日時点財務省その他省庁のサイトで公表されている資料を基に作成しております。

1. 特例猶予制度

主な要件	令和2年2月以降の任意の期間（1ヶ月以上）での収入が前年同期比概ね 20%以上減少 し、少なくとも向こう半年間の事業資金を考慮した時等に一時の納税が困難と認められる場合
措置内容	無担保かつ延滞税なし で1年間の徴収猶予（印紙納付分等を除く全ての税目）
対象期間	令和2年2月1日から令和3年1月31日 までに納期限が到来する国税・地方税

2. テレワーク等に設備投資した中小企業には中小企業経営強化税制の対象

主な要件	中小企業者等が認定を受けた経営力向上計画に記載されたテレワーク等のための設備投資をした場合※
措置内容	次のいずれかを選択 <input type="checkbox"/> 設備の即時償却 <input type="checkbox"/> 設備投資額の10%（資本金3,000万円超1億円以下の法人は7%）の税額控除（法人税又は所得税の20%上限）
対象期間	令和3年3月31日まで（現行制度と同期間）

（※）対象設備・・・遠隔操作、可視化、自動制御化のいずれかを可能にするデジタル化設備（機械装置、工具、器具備品、建物附属設備、ソフトウェア）

3. 中止イベントのチケット代が寄附金控除の対象

主な要件	文化芸術・スポーツに係る一定のイベントの入場料等について、観客等が払戻請求権を放棄した場合（申告の際に一定の証明書が必要となります）
措置内容	放棄した金額が、寄附金控除（所得控除又は税額控除）の対象（合計20万円限度）
対象期間	令和2年2月1日から令和3年1月31日までに日本国内で開催する予定だったものであり、かつ現に中止等されたもの

4.入居期限に間に合わなくても住宅に係る減税適用は可能

新型コロナウイルス感染症の影響で、住宅ローン控除の入居期限に間に合わない場合でも一定の要件を満たせば期限内に入居したものと適用を受けることができます。

①住宅ローン控除期間 13年間の特例措置	令和2年12月31日までに入居 →一定の要件を満たすと、入居期限が「令和3年12月31日まで」になります
②既存住宅を取得した際 の住宅ローン控除	既存住宅取得日から6ヶ月以内の入居 →一定の要件を満たすと入居期限が「増改築等完了日から6ヶ月以内」になります

5.課税期間開始後でも消費税課税事業者の選択変更が可能に

この特例によって課税事業者を選択する場合には、課税事業者を2年間継続する必要はなく、翌課税期間に選択をやめることもできます。

主な要件	次のいずれの要件にも該当する場合 ①令和2年2月1日から令和3年1月31日までの任意の期間（1ヶ月以上）での収入が前年同期比概ね50%以上の減少をしたこと ②当該課税期間の申告期限までに申請書を提出し、税務署長の個別の承認を得たこと
措置内容	課税期間開始後における次の届出の変更が可能 <input type="checkbox"/> 課税事業者選択届出書 <input type="checkbox"/> 課税事業者選択不適用届出書
対象期間	令和2年4月30日以後に申告期限が到来し、かつ、要件①が生じた期間が存在する課税期間

6.中小企業者等は売上減少幅に応じて固定資産税等が軽減

主な要件	令和2年2月から10月までの任意の3か月間の売上が、前年同期比で30%以上減少している 中小事業者等
措置内容	償却資産・事業用家屋に係る固定資産税（都市計画税）の課税標準を次の割合とする <input type="checkbox"/> 減少割合：30%以上50%未満…2分の1 <input type="checkbox"/> 減少割合：50%以上…ゼロ
対象期間	令和3年度課税分

7.影響を受けながらも新たに設備投資を行う中小事業者等の支援策

主な要件	中小事業者等が行った新規設備投資
措置内容	固定資産税の減額措置適用対象に一定の事業用家屋及び構築物※を追加 (※) 事業用家屋…取得価額の合計額が300万円以上の先端設備等とともに導入されたもの 構築物…旧モデル比で生産性が年平均1%以上向上する一定のもの
対象期間	適用期限を令和4年度まで2年延長